

福岡市地下鉄七隈線建設技術専門委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市地下鉄七隈線建設技術専門委員会（以下「専門委員会」という）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 専門委員会は、福岡市地下鉄七隈線建設に関する次の各号に掲げる技術的専門事項について意見を述べ、適宜指導及び助言を行うものとする。

- (1) 地質に関すること。
- (2) 設計・施工方法に関すること。
- (3) 安全性・経済性に関すること。
- (4) 工期短縮に関すること。
- (5) その他。

(委嘱)

第3条 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、高速鉄道建設工事に関する高度の学識経験を有する者のうちから、交通事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

(専門委員の委嘱期間)

第4条 専門委員の委嘱期間は、1年とする。ただし、当該期間中であってもその本来の職を離れたときは、専門委員の職を失うものとする。

- 2 前項ただし書きの場合において、後任者の委嘱期間は前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 専門委員会は、年1回程度開催するものとする。そのほか、必要に応じて専門分野ごとに開催する。

- 2 専門委員会には委員長を置き、委員長は意見の取りまとめをする。
- 3 委員長は、専門委員のうちから管理者が依頼する。

(事務局)

第6条 専門委員会の事務局は、交通局建設部建設課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成23年10月20日から施行する。

附則

この改正は、平成24年4月2日から施行する。